

すぎのこ保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人すぎのこ福祉会
所 在 地	川崎市麻生区岡上 1 丁目 15 番地 6
電 話 番 号	0 4 4 - 9 8 8 - 3 4 1 5
代 表 者 職 氏 名	理事長 瀬川 謙二郎

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	すぎのこ保育園
施 設 の 所 在 地	川崎市麻生区岡上 1 丁目 15 番地 6
電 話 番 号	0 4 4 - 9 8 8 - 3 4 1 5
施 設 長	稲葉 佳代子
受 入 年 齢	生後 5 か月～小学校就学前
利 用 定 員	乳児 6 人 1・2 歳児 24 人 3 歳以上児 40 人
開 設 年 月 日	昭和 5 3 年 9 月 2 日

3 施設の目的及び運営の方針

すぎのこ保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	9 6 7 . 9 8 m ²
園舎の構造・規模	木造 2 階建て
園 舎 面 積	6 8 0 . 2 8 m ²
園 庭 面 積	2 7 7 . 6 9 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳 児 室	1 室	5 4 . 4 2 m ²	
ほ ふ く 室	1 室	9 . 9 4 m ²	
保 育 室	4 室	1 1 5 . 5 6 m ²	
遊 戯 室 (ホ ー ル)	1 室	5 8 . 9 1 m ²	
遊 戯 室 (ラ ン チ ル ー ム)	1 室	4 0 . 5 8 m ²	
調 理 室	1 室	2 8 . 4 7 m ²	
事 務 室	1 室	3 6 . 6 4 m ²	医務スペース含む

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1 人	園務の統括
主任保育士	1 人	保育の統括、保育業務、地域の子育て支援
保育士	1 3 人	保育業務
栄養士	2 人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	1 人	給食調理
事務員	1 人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります）。

(2) 保育短時間認定を受けた子どもの場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、子どもが集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代を受領し、主食の提供を行います。

(3) 一時預かり事業の実施

地域の保護者の支援として、家庭での保育ができない場合、概ね一歳から就学前の子どもを一時的に保育を提供します。非定型的保育（保護者の就労、就学等）は週2から3日の保育とする。緊急・一時保育は、連続14日以内の保育とします。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ニコニコこどもクリニック
医師名	宮下 好洋
所在地	川崎市麻生区はるひ野4-4-1
電話番号	044-981-0016

(2) 歯科

医療機関の名称	まり歯科クリニック
所在地	川崎市麻生区上麻生5-38-7 東和サープラス2F
電話番号	044-988-8848

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：麻生総合病院 診療科：内科、外科、脳外科 所在地：川崎市上麻生6-25-1 電話番号：044-987-2522
受診医療機関②	医療機関名：クロキ形成外科 診療科：形成外科、整形外科 所在地：川崎市上麻生1-9-10 電話番号：044-955-0626
受診医療機関③	医療機関名：モリシマ眼科 診療科：眼科 所在地：東京都町田市能ヶ谷1-7-1 電話番号：042-735-8004
受診医療機関④	医療機関名：聖マリアンナ医科大病院 診療科：形成外科、整形外科 他 所在地：川崎市宮前区菅生2-16-1 電話番号：044-977-8111

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。																
避難・備蓄用品	<table border="0"> <tr> <td>・避難用リュック</td> <td>有</td> <td>・備蓄米・食糧</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ミネラルウォーター</td> <td>有</td> <td>・懐中電灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td>有</td> <td>・毛布</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・簡易トイレ</td> <td>有</td> <td>・避難車</td> <td>有</td> </tr> </table>	・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有	・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有	・非常用電源	有	・毛布	有	・簡易トイレ	有	・避難車	有
・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有														
・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有														
・非常用電源	有	・毛布	有														
・簡易トイレ	有	・避難車	有														
緊急時の伝言方法	1. 緊急時災害用伝言ダイヤルを用います 2. FairCastNTTこども安全連絡網を利用します																
避難場所	岡上小学校（川崎市麻生区岡上675番地1）																

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 主任 大屋 壽海 ・苦情解決責任者 園長 稲葉 佳代子 <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。</p>	
第三者委員	堂前雅史	電話番号 090-2225-2597
		和光大学 教授
	林田菜緒美	電話番号 044-455-4130
		『ゆらりん』経営

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国社会福祉協議会の傷害事故補償（園児）
保険の内容	<p>死亡・後遺症障害 2,424,000円</p> <p>入院日額 3,400円</p> <p>通院日額 2,200円</p>

保険の種類	全国社会福祉協議会の保育所の損害補償（施設）
保険の内容	<p>対人賠償責任保険 1名1億円、1事故7億円 ※生産物賠償（食中毒含む）</p> <p>対物賠償責任保険 1事故1,000万円</p> <p>受託物賠償責任保険 200万円</p> <p>人格権侵害 1,000万円</p> <p>事故対応特別費用 500万円</p> <p>被害者対応費用 1事故10万円程度、1名につき（見舞品・見舞金）5万円程度</p>

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎の際、路上駐車(停車)はご遠慮 ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投棄は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	--

保育園名：すぎのこ保育園

説明者職氏名：園長 稲葉 佳代子

私は、本書面に基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、すぎのこ保育園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	利用する延長保育時間 30分につき 月額1,000円 ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの	月額1,500円
主食費	3歳以上の児童に提供する主食代を実費で御負担いただくもの	月額1,600円
副食費	3歳以上の児童に提供する副食費を実費で御負担いただくもの	月額4,500円
教材費	2歳児以上	実費相当額 クラスにより異なる
布おむつ代	0, 1, 2歳児	実費相当額
年長児クラス活動費	年長児	実費相当額
遠足代	幼児クラス	実費相当額（一部園負担）
月刊絵本代 写真代	希望者のみ	絵本によって異なる 実費相当額
ICカード	1枚目無料 2枚目以降	1枚1,000円

個人情報使用同意書

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

すぎのこ保育園 園長 稲葉 佳代子 様

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：